<対策のポイント>

後継農業者が農業経営を継承するにあたって、経営資産を取得するために必要となる農業近代化資金等の借入れについて、経営者保証等の担保提供や農業信用基金協会の債務保証の保証料の負担を軽減することにより、円滑な経営継承を支援します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

く事業の内容>

1. 対策の内容

経営継承の取組に係る計画の確認を受けるとともに、人・農地プランに位置付けられるなどにより、経営継承を実行する後継農業者を支援するため、以下の対策を行います。

①経営者無保証人化等支援事業

後継農業者の経営継承に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、経営者保証及び担保提供に係る負担を免除するために、**農業信用基金協会及び(独)** 農林漁業信用基金の財務基盤を強化するための補助金及び交付金を交付。

②後継農業者保証料負担軽減事業

後継農業者の経営継承に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、**農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付**。

2. 対象資金等

対象資金:農業近代化資金等の農業経営に必要な資金

〈事業実施機関〉(都道府県)農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金

<事業の流れ>



く事業イメージン 農業経営 後継農業者 継承計画 ·就農支援 確認 センター等 貸付け (農業近代化資金等) 保証料 民間金融機関 ② 貸付当初5年間保 証料免除 債務保証 ① 経営者無保証人化 及び無担保無保証人 での保証引受け 助成 農業信用基金協会 補助金 保証保険 ①及び②の措置 ① 経営者無保証人化 玉 及び無担保無保証人 での保険引受け 助成 交付金 (独)農林漁業信用基金 ①の措置

[お問い合わせ先] 経営局金融調整課

(03-6744-2171)